

新興国における課税問題の 事例と対策(概要版)

～企業の海外展開の円滑化に向けて～



平成25年9月
経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

海外展開の際の税トラブルの
事例と対策をご紹介します！

はじめに

我が国企業が多く進出している新興国では、自国産業の育成や外貨獲得を目的に、自国外の企業に対して、移転価格課税やPE認定等による実態と乖離した強引な税務執行が行われており、中には、1件当たり1,000億円を超えるような追徴課税を受ける場合もあります。この追徴課税額が高額となり、場合によっては事業を継続していくことが困難になるケースもあります。

こうした国際租税の分野における課税の問題点は、現地の税務当局による事後的な税務調査により、過年度分も含めた多額の追徴課税がなされるということと、現地で追徴課税が発生した場合、我が国で必ずしも納税額を減額できずに国際的な二重課税が発生し得るということにあります。

企業においては、まずは進出先国における法令に従い、自らの納税義務を適切に履行することが重要であることは言うまでもありません。しかし、その上で、現地でのトラブルを回避し積極的に海外で事業展開を行うにあたっては、税務担当部門だけではなく、営業などの他部門やトップマネジメント層においても、こうした新興国における税務リスクを認識し、問題の発生を未然に防止することが必要です。また、実際に現地で問題が発生した場合には、泣き寝入りするのではなく、専門家や行政府等と相談しつつ適切に対応していくことが重要です。

目次

I. 知っておきたいキーワード ...1

II. 海外でこんな課税事案が発生しています

1 海外の関連企業と取引を行う際に発生する問題 ...2

2 海外の関連企業等からロイヤリティ(技術提供の対価)を回収する場合に発生する問題 ...3

3 恒久的施設(PE)の範囲に関する問題 ...4

4 その他の問題 ...5

III. 進出形態毎の課税問題 ...6

IV. 必要な対策 ...7

V. 支援窓口一覧 ...8

1 現地における窓口

2 日本における窓口

VI. 参考：各国とのビジネス環境整備のための
の会合 ...9

新興国における課税問題の 事例と対策(概要版)

～企業の海外展開の円滑化に向けて～



I. 知っておきたいキーワード

国際的な二重課税問題

企業がグローバルに活動する場合、我が国と進出先国の課税が競合し、二重課税が発生することがあり、これが排除されない場合、海外における企業の事業展開の阻害要因となります。

租税条約

租税条約は、①二重課税の回避（投資所得の源泉税率の引下げ、進出先国における課税範囲の明確化、相互協議・仲裁制度の導入等）、②脱税及び租税回避等への対応（税務当局間の情報交換等）を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として締結される条約です。

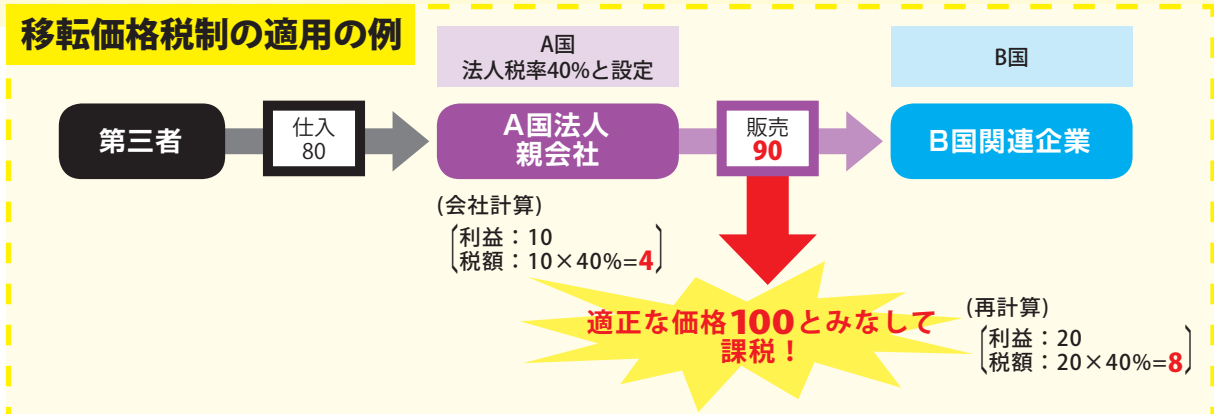
移転価格税制

移転価格税制とは、海外の関連企業との間（例えば親子会社間）の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、当該取引が通常の第三者との取引による取引価格（独立企業間価格：ALP, Arm's Length Price）で行われたものとみなして所得を計算し、実態と乖離している場合に課税をする制度です。

→新興国では我が国企業の適正な取引を不当な所得の海外移転とみなし、追徴課税がなされることがあります。

→二重課税のリスク

移転価格税制の適用の例



恒久的施設(PE)

恒久的施設（PE, Permanent Establishment）とは、支店や事務所、工場といった事業を行う一定の場所のことを指します。租税条約には、「PEなければ課税なし」という原則があります。すなわち、我が国企業が進出先国で獲得する事業利得について、当該進出先国が課税することができるのを「恒久的施設（PE）を有する場合」に限定しています。

→新興国では、PEの範囲の拡大解釈による課税がなされることがあります。

→二重課税のリスク

Ⅱ. 海外でこんな課税事案が発生しています

1 海外の関連企業と取引を行う際に発生する問題

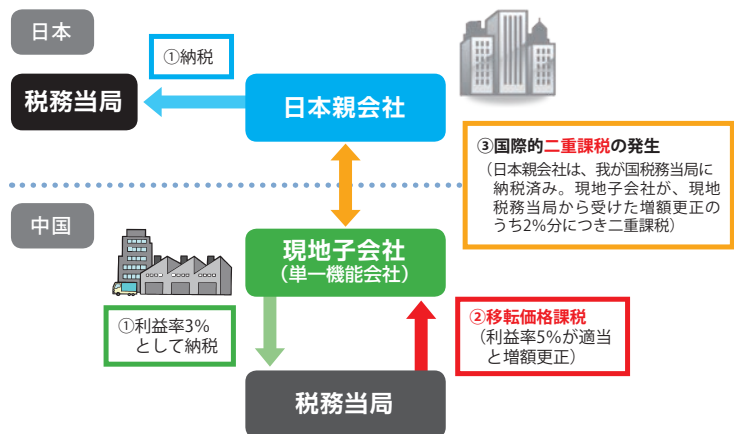


課税事案の例（移転価格税制）

(1) 景気や経営状況に関係なく一律の高い利益率が求められ、追徴課税を受ける。

【中国の事例】

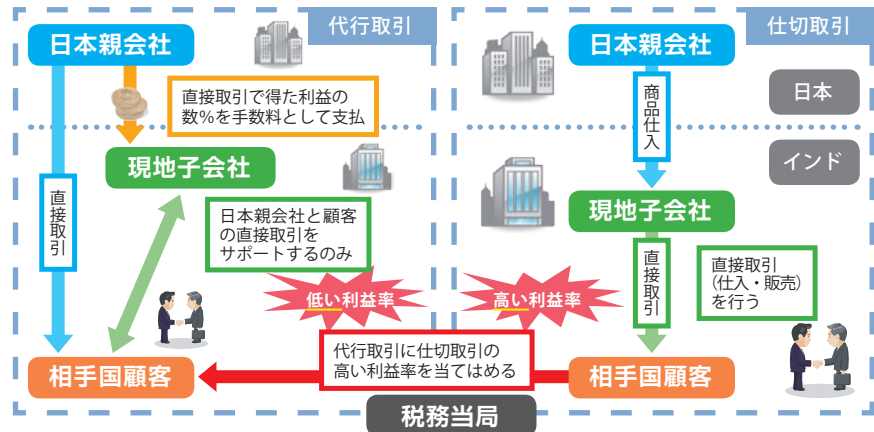
●中国税務当局から、「機能とリスクが限定的な現地子会社（単純生産拠点等）は、金融危機等によるリスクを負うべきではなく、一定の利益を確保すべき」との通達を根拠として、実態と乖離した高い利益率を適用され、追徴課税を受けた。



(2) 業種・業態が異なる他社の高い利益率と比較され、追徴課税を受ける。

【インドの事例】

●インド税務当局から、「代行取引」を「仕切取引」とみなされ、仕切取引の高い利益率を代行取引に適用されて追徴課税を受けた。



対応策の例

- ◆移転価格税制に関する現地の規定や運用等について事前に情報収集した上で、取引価格を検討する。
- ◆取引に係る契約書、取引の内容を記した資料、その取引価格が公正妥当な独立企業間価格で行われたことを証する移転価格文書等を整備する。
- ◆事前確認制度（APA）の導入国ではこれを利用する。

※APA：税務当局から事前に確認を受けることができれば、その算定方法等に基づき申告を行う限り、移転価格課税が行われない。

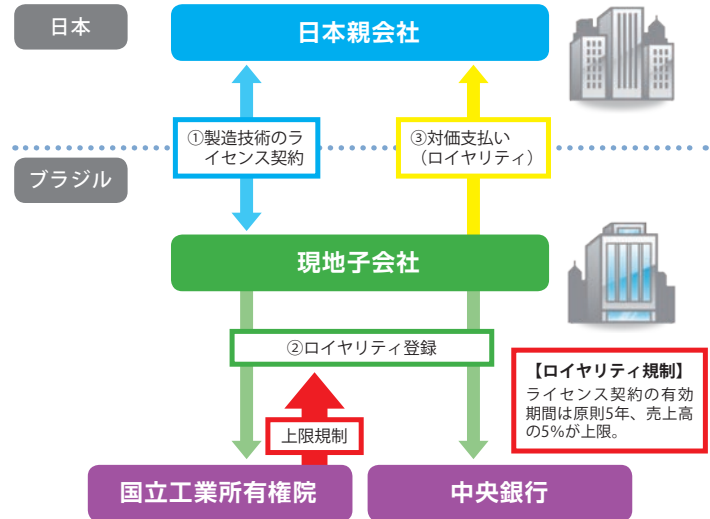
2 海外の関連企業等からロイヤリティ(技術提供の対価)を回収する場合に発生する問題

課税事案の例(ロイヤリティ)

(1)ロイヤリティ料率の上限や契約の有効期間について制限を受ける。

【ブラジルの事例】

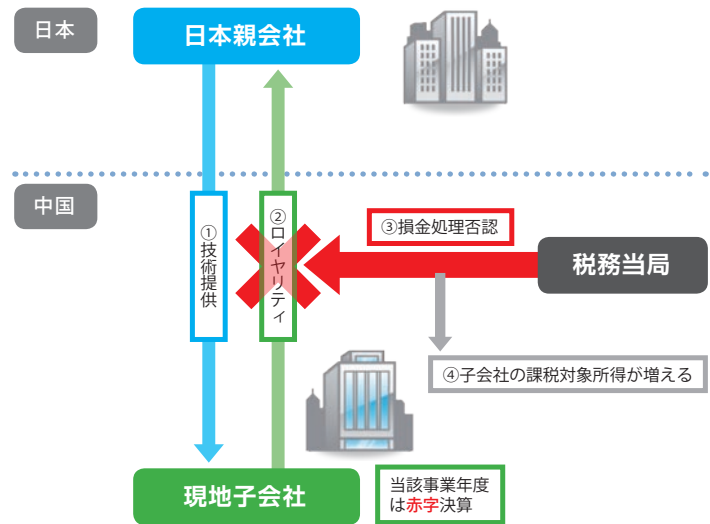
●海外へロイヤリティを送金する場合は事前に国立工業所有権院及びブラジル中央銀行への登録が必要であるが、登録の際にロイヤリティ料率及びライセンス契約の有効期間の上限規制等が課されるため、日本へロイヤリティの対価を十分に支払うことができない。



(2)子会社が赤字の場合にロイヤリティの損金処理が否認される。

【中国の事例】

●現地子会社が赤字の場合、中国税務当局から「ロイヤリティは利益に係る対価であり、利益が生じていない場合、技術提供の便益を享受していない」という理由で、ロイヤリティとして現地子会社が損金処理することを否認された。



対応策の例

- ◆海外へのロイヤリティの支払いに関する現地の規定や運用等について、事前に情報収集した上で、技術提供の対価の回収方法について検討する。
- ◆ロイヤリティ料率の正当性を証明する資料(関連者から供与されている技術ノウハウ、役務提供の場合は役務の詳細、対価性等)を事前準備しておく。

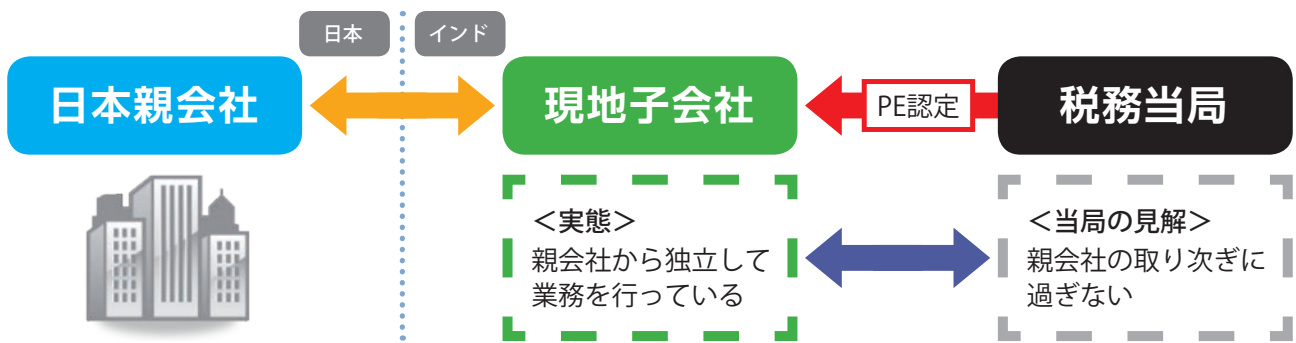
3 恒久的施設(PE)の範囲に関する問題

課税事案の例 (PE)

(1) 日本親会社から独立して業務を行っている現地子会社がPE認定される。

【インドの事例①】

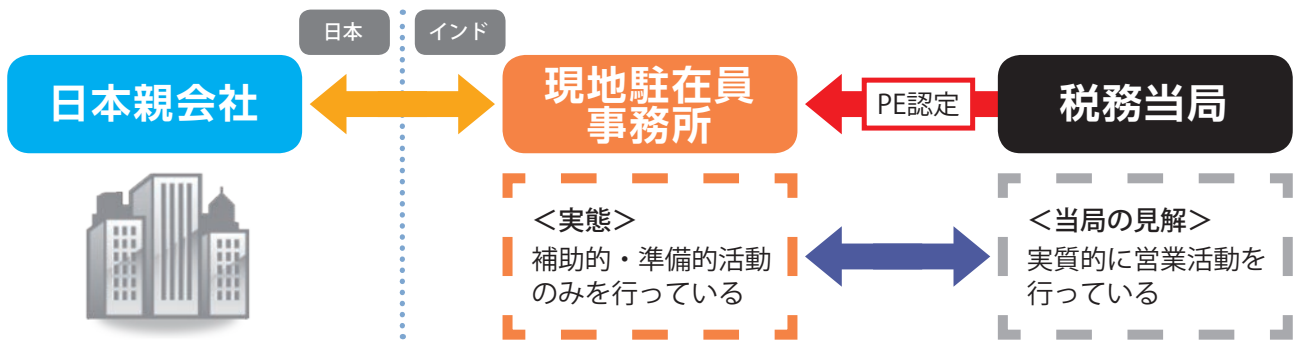
- 現地子会社が、親会社から独立して業務を行っており、また特段の業務変更が無いにもかかわらず、突然インド税務当局から、「当該子会社は何のリスク負担もせず、親会社の取り次ぎに過ぎない」という主張に基づき、親会社のPEであると認定された。



(2) 営業活動を行っていない駐在員事務所がPE認定される。

【インドの事例②】

- 実際には営業活動を行っていないにもかかわらず、従業員数が多いことから、実質的に営業活動を行っているとみなされ、駐在員事務所がPE認定された。



対応策の例

- ◆ PEに関する現地の規定や運用等について、事前に情報収集しておく。
- ◆ 現地子会社等との取引内容について契約書で明確化する。
(現地子会社に出向者を派遣する場合にも、出向者と現地子会社との間で雇用契約を締結する。)

4 その他の問題

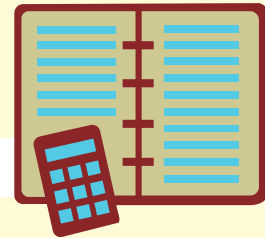
問題事案の例

■各種手続き面の問題

- ・税の還付手続きが煩雑かつ長期間かかり、場合によっては還付されない、または還付請求を行うと必ず税務調査が入る
- ・租税条約の適用手続きが煩雑かつ短期間での申請を求められるため、実質的に租税条約による恩典を受けることができない

■複雑な税制、頻繁な改正

- ・税制が複雑、または頻繁に制度改正がなされる
- ・新たな規定が即日施行・遡及適用される
- ・規定が曖昧で解釈に差が出る



■移転価格調査の特殊性

- ・税務当局が更正処分を行う期間が長期に亘る

■執行の差

- ・地域や税務担当官によって執行に差がある

■税務当局の不正行為

- ・適切な手続きと引き替えに賄賂を求められる

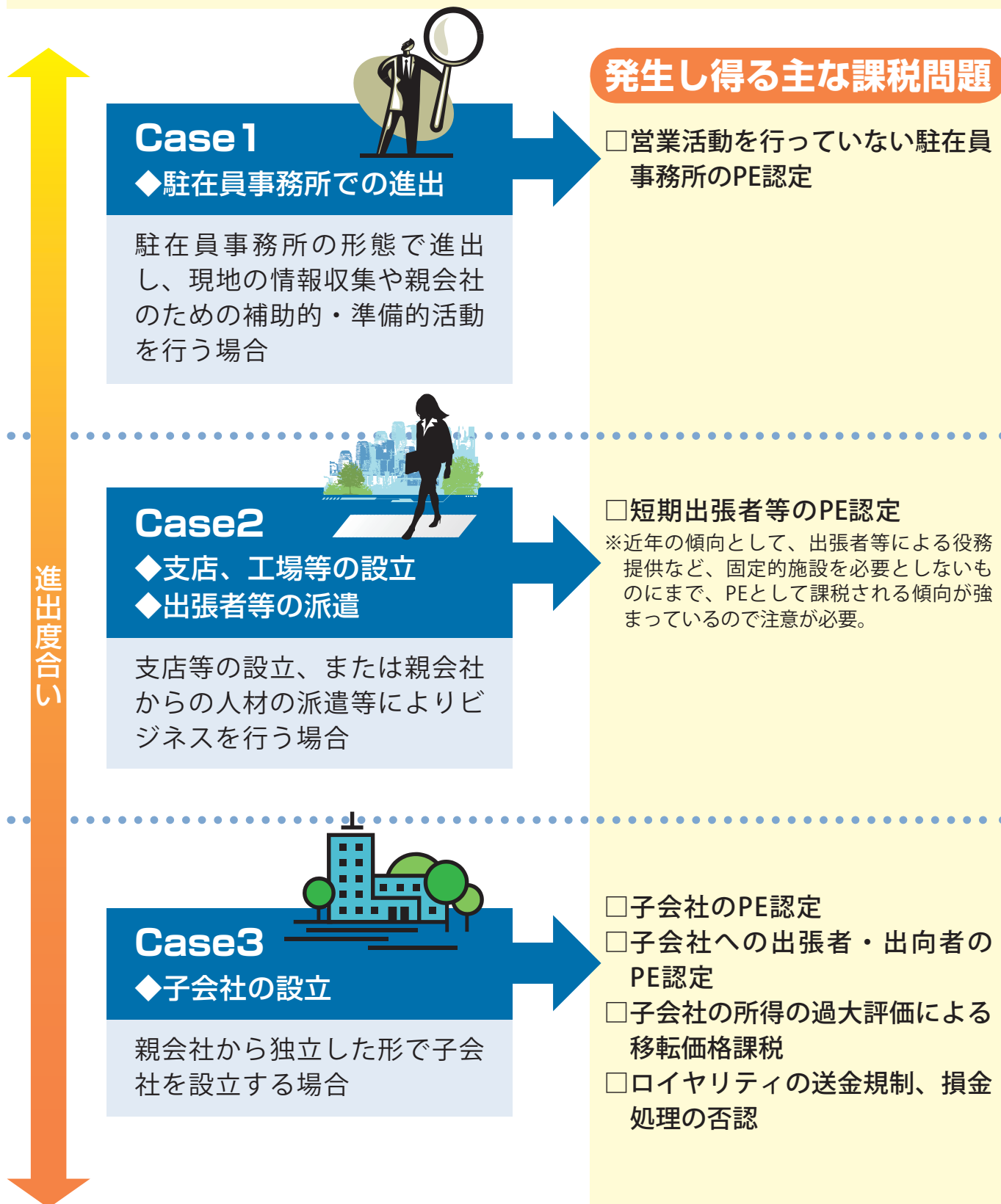


■現地における救済措置の機能不全

- ・訴訟に長期間を要する
- ・預託金やペナルティの負担が重い
- ・裁判官が税務知識に乏しく、適切な判断が下されない
- ・異議申し立てを行うと税務当局のその後の執行が厳しくなる

Ⅲ. 進出形態毎の課税問題

企業が海外展開を行う際、ビジネスの実態・拡大に伴って進出形態を選定・変更することが考えられますが、進出形態毎に直面する課税問題も変わってきます。



IV. 必要な対策



これから海外への進出を予定している企業は、税務リスクを十分に考慮した上で問題が発生しないよう予防策を講じるとともに、既に進出している企業においても、現在の取組の見直しや、問題が発生した場合を想定した対応策の構築を検討することが重要です。

① 情報収集

- セミナーへの参加
- 無料相談会への参加
- パブリックコメントの利用
- 税務担当官との円滑な人的関係の構築

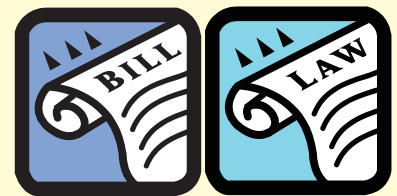


② 社内の体制整備

- 税務担当部門の体制の見直し
 - ・ 税務室・情報システムの強化
 - ・ 親会社と現地子会社との間の意思疎通の徹底
 - ・ ローカルスタッフの活用・育成

③ 取引内容等の検討、事前確認及び適切な文書管理

- 契約・取引形態・事業計画等の検討
- 税務当局への事前確認
- 契約書、移転価格文書及びその他資料の整備
- 議事録、税務調査等に使用した資料の保存



④ 問題発生後の対応

- 専門家への相談
- 政府、関係機関への相談
- 進出先国における不服申立・裁判などによる解決
- 租税条約に基づく相互協議による解決



V. 支援窓口一覧

1 現地における窓口（税制を含むビジネス課題の解決に対応するもの）

機関名	支援メニュー	概要	HP
政府レベルでの対応が必要な場合			
大使館・総領事館	日本企業支援窓口	海外におけるトラブルについて、政府レベルでの対応が必要な場合に相談が可能。	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html
現地ジェトロ事務所に相談したい場合			
JETRO	海外事務所における個別相談	投資・貿易に関わる情報の収集・提供、諸手続きなどのアドバイス等を行う。	http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/
	中国進出企業支援センター	在中国ジェトロ事務所において中国ビジネスの相談対応や、必要に応じ現地政府等への働きかけ等を行う。	http://www.jetro.go.jp/services/cn-support/
他社との間で情報交換が必要な場合・産業界で一体となった対応が必要な場合			
在外日本人商工会議所	—	会員企業間の情報交換、二国間の発展・交流促進、その他諸活動の実施等を目的とする。	http://www.jcci.or.jp/international/jcci-overseas.html

2 日本における窓口

機関名	支援メニュー	概要	HP
専門家等にアドバイスをもらいたい場合（税制を含むビジネス課題の解決に対応するもの）			
JETRO	貿易投資相談	輸出入や海外進出に関する相談・問い合わせが可能。	http://www.jetro.go.jp/services/advice/
	専門家による新興国進出個別支援サービス	専門家が定期的に訪問・電話等を行う。	http://www.jetro.go.jp/services/expert/
中小機構	中小企業国際化支援アドバイス	海外ビジネスに悩みを持つ中小企業に対し、専門家がアドバイスを行う。	http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/index.html
移転価格税制に関する事前確認の申出及び事前相談を行う場合			
国税局	事前相談及び事前確認	移転価格税制に関する事前確認の申出及び事前相談を行う場合の窓口。	http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h19/apa/03.htm
租税条約の規定に適合しない課税を受けた場合等			
国税庁相互協議室	相互協議	租税条約の規定に適合しない課税に関する申立てを行う場合等の窓口。	http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sogokyogi/annai/1279_1.htm
国際租税に関する問題等について相談をしたい場合			
経済産業省貿易振興課	—	海外展開を行う際の国際租税に関する問題等について、相談対応を行う。	(連絡先) TEL：03-3501-1662 FAX：03-3501-2082 E-mail：kokusaisozei@meti.go.jp

参考：各国とのビジネス環境整備のための会合

各国との間のビジネス環境整備のための会合の場を利用して、相手国政府への改善の申し入れを行うことができます。

1. ビジネス環境整備小委員会 ～海外進出・現地でのトラブル改善～

我が国の経済連携協定（EPA）の下にはビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場があり、両国政府代表者に加え、民間企業代表者も参加することができます。

1社で提起しにくい問題や、業界全体、若しくは進出企業全体の問題などを、とりまとめて提起することができ、当該国政府は、小委員会を通じて挙げられた要請に対して適切な対応をとることが求められます。

<ビジネス環境整備小委員会がEPAに協定上定められている国>

メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、インド、ペルー

※実際に開催実績があるのは、メキシコ、タイ、マレーシア、チリ、フィリピン、インド、ペルー

<相談・要望に関する連絡先>

●メールでの受付（経済産業省通商政策局経済連携課） epa-soudan@meti.go.jp

●お電話での受付（日本貿易振興機構（JETRO）在外企業支援・知的財産部在外企業支援課）

TEL：03-3582-5017

●在外連絡先

- | | |
|--|--|
| ○（日メキシコEPA）在メキシコ日本大使館（経済班）
JETRO MEXICO | TEL：(52-55) 5211-0028
TEL：(52-55) 5202-7900 |
| ○（日チリEPA）在チリ日本大使館（経済班）
JETRO SANTIAGO | TEL：(56-2) 232-1807
TEL：(56-2) 203-3406 |
| ○（日ペルーEPA）在ペルー日本大使館（経済班）
JETRO LIMA | TEL：(51-1) 219-9500
TEL：(51-1) 441-5175 |
| ○（日ブルネイEPA）※ただし、発効後在ブルネイ日本大使館 | TEL：(673-2) 229265 |
| ○（日マレーシアEPA）在マレーシア日本大使館（経済班）
JETRO KUALA LUMPUR | TEL：(60-3) 2142-7044
TEL：(60-3) 2171-6100 |
| ○（日タイEPA）在タイ日本大使館（経済部）
JETRO BANGKOK | TEL：(66-2) 207-8595
TEL：(66-2) 253-6441 |
| ○（日インドネシアEPA）在インドネシア日本大使館
JETRO JAKARTA | TEL：(62-21) 3192-4308
TEL：(62-21) 520-0264 |

2. その他の会合

国によってはこの他にも、日・インドネシア経済合同フォーラム（インドネシア）、日台貿易経済会議（台湾）、日伯貿易投資促進合同委員会（ブラジル）（第7回より、日伯貿易投資促進産業協力合同委員会に改組）等の官民会合等の場があります。

<各種会合に関する相談・要望の連絡先>

●経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（kokusaisozei@meti.go.jp（国際租税担当課））

●経済産業省通商政策局各国担当課（http://www.meti.go.jp/intro/data/akikou04_1j.html）

本パンフレットに関するお問い合わせ
経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

TEL:03-3501-1662 FAX:03-3501-2082
E-mail :kokusaisozei@meti.go.jp

